

令和6年2月28日

監査事務局

令和5年度第1期定期監査結果等の公表について

監査の結果に関し、明日令和6年2月29日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

1 概要説明資料

- ・ 令和5年度第1期監査結果（事務）について
- ・ 令和5年度第1期監査結果（事務）の概要
- ・ 令和5年度第1期監査結果（工事）について
- ・ 令和5年度第1期監査結果（工事）の概要

2 公表資料（福岡市公報掲載データ）

- ・ 6監査公表第1号（監査の結果に関する報告について）
- ・ 6監査公表第2号（監査の結果に関する報告について）

3 参考資料

- ・ 令和5年度監査年間スケジュール

○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707

（内線 7210）

（担 当）山 口

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710

（内線 7220）

（担 当）吉 村

令和5年度 第1期 監査結果（事務）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 令和元年8月～令和5年10月
(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局等・団体

区分		定期監査	財政援助団体等監査						合計
		局区等	財政援助団体		出資団体		指定管理者		
			団体	所管局	団体	所管局	団体	所管局	
監査対象局等・団体		8	1	1	5	4	8	2	23 局等・団体
	指摘・意見のある局等・団体	5	0	0	0	0	0	0	5 局等・団体

※合計 ※合計欄の数は、定期監査の局等と財政援助団体等の所管局が重複するため、各欄の合計値とは一致しない。

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘 (単位：件)

局等	指摘件数	内容別指摘件数						指摘件数計	公 報 ページ
		財務 事務	収入 事務	支出 事務	契約 事務	財産 管理 事務	物品 管理 事務	その他	
総務企画局									0 P 3
財政局				1					1 P 3～4
こども未来局									0 P 4
経済観光文化局					1				1 P 4
道路下水道局									0 P 4
消防局							1		1 P 4
交通局					1				1 P 4～5
教育委員会				2	1	1		1	5 P 5～7
合 計		0	0	3	3	1	1	1	9

・意見

対象局	意見の概要	公 報 ページ
財政局	給付の対価の速やかな支払いについて	P 3

(2) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体監査

・指摘・意見なし

〔 対象団体：(公社)福岡貿易会
所 管 局：経済観光文化局 〕

イ 出資団体監査

(ア) 出資団体

・指摘・意見なし

〔 対象団体：(公財)福岡よかトピア国際交流財団、(公財)福岡市施設整備公社、
(公財)九州先端科学技術研究所、(公財)福岡観光コンベンションビューロー、
(公財)福岡市教育振興会
所 管 局：総務企画局、財政局、経済観光文化局、教育委員会 〕

ウ 公の施設の指定管理者監査

・指摘・意見なし

〔 対象団体：(一財)公園財団、チーム里の環、(株)福岡植木、安藤造園土木(株)、
九州グラウンド(株)、木下緑化建設(株)、(公財)福岡市緑のまちづくり協会、
福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会
所 管 局：住宅都市局、教育委員会 〕

【問い合わせ先】

○ 事務監査

監査事務局 事務監査課長 山口 711-4707 (内線7210)

※公報：令和6年2月29日 第7032号(別冊)

令和5年度 第1期 監査結果(事務)の概要

1 定期監査

局等	監査の結果(別添公報より抜粋)
財政局	○会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの パートタイム会計年度任用職員の年次有給休暇(以下「年休」という。)の取得単位は1日又は1時間とされており、時間単位で年休を取得する場合、年度当初に付与された1日単位の年休を時間年休に換算して取得することとなる。また、一の年度において時間年休に換算できる日数は、勤務時間の区分に応じて10日の範囲内とされている。 しかしながら、令和4年度において、時間年休に換算できる上限日数(10日)を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認していた。また、上限を超えた部分は1日単位の年休となることから、年休付与日数を超えた部分は欠勤等(正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。)となるが、減額せずに支給していた。 会計年度任用職員に係る事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。 (総務資金課)
	○給付の対価の速やかな支払いについて(意見) 給付の対価は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払わなければならない。また、同法の趣旨に鑑みると、請求書が提出されない場合も漫然と放置せず、請求書の提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。 これまでの監査において、同法に定める期限までに対価を支払っていないもの、遅延利息を支払っていないもの、支払いまでに長期日数を要しているもの等、給付の対価の支払いに関する不適切な事務処理が多数見られたことから、再三にわたり指摘・指導を行ってきたところであるが、今年度の監査においても、複数の局等で同様の不適切な事務処理が見られた。 契約事務の所管課においては、関連法令の周知徹底や、各所属が速やかに対価を支払うための方策を検討するなど、再発防止に取り組まれない。 (契約監理課関連)
経済観光文化局	○委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、令和2年度及び同4年度の「福岡市史編さん業務委託」において、前金払で委託料を支出していたが、令和2年度の成果物である「資料編 古代1」及び同4年度の成果物である「民俗編三」について、履行期間内に現物が納品されていないにもかかわらず、業務完了と認めていた。なお、実査日(令和5年9月14日)現在納品されておらず、また、納品がないにもかかわらず、受領したものとして物品出納簿を作成していた。 適正な事務処理が行われるよう、契約のあり方を含め、早急に対策を講じられたい。 (博物館市史編さん室)

消防局	○物品(タクシー乗車券)管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和5年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。 タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。 (博多消防署予防課)
交通局	○委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならない。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和5年度の「交通局本局庁舎清掃業務委託」の支出において、令和5年5月から同年7月までの各月の委託料について、業務完了届の提出を受け完了検査後、適正な請求書を受領しているにもかかわらず、支出負担行為に係る事業ごとの按分額に誤りがあり、その修正手続きに時間を要したとの理由で、実査日(令和5年9月22日)現在支払いが行われていなかった。 委託料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。 (総務課)
教育委員会	○会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの パートタイム会計年度任用職員に係る事務において、次のような事例が見受けられた。関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。 (1) 労働基準法第15条では、「使用者は労働者に対して賃金、労働時間その他の勤務条件を明示しなければならない。」とされており、会計年度任用職員の勤務時間等については、標準的な勤務時間及び業務上の理由等から各職に応じた勤務時間の帯区分等を定め、所属長が各職に応じた勤務時間等を勤務条件通知書により本人に通知している。しかしながら、令和2年度、同3年度、同4年度及び同5年度について、勤務条件通知書に記載していない勤務時間(標準的な勤務時間を含む。)に、割振りを変更しているものがあった。 (2) また、勤務条件通知書には、時間外勤務は「1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、必要に応じ時間外勤務を命じることがある」としている。しかしながら、令和4年度及び同5年度の上記(1)の勤務時間の割振り変更の際に、7時間45分を超えて勤務させているものがあり、時間外勤務手当を支給していなかった。 (3) パートタイム会計年度任用職員の年次有給休暇(以下「年休」という。)の取得単位は1日又は1時間とされており、時間単位で年休を取得する場合、年度当初に付与された1日単位の年休を時間年休に換算して取得することとなる。また、一の年度において時間年休に換算できる日数は、勤務時間の区分に応じて10日の範囲内とされている。しかしながら、令和4年度について、時間年休に換算できる上限日数(10日)を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認していた。また、上限を超えた部分は1日単位の年休となることから、年休付与日数を超えた部分は欠勤等(正規の勤務時

教 育 委 員 会	間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。)となるが、減額せずに支給していた。 (健康教育課)
	○報償費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 報償費、借損料及び委託料の支出において、次のような事例が見受けられた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (1) 報償費の支出については、実施確認後、速やかに支払わなければならない。しかしながら、「令和3年度学校プール衛生管理研修会 講師謝礼金」の支出において、実施確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 (2) 給付の対価は、履行完了確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、「令和元年度福岡市就学時健康診断業務委託(内科等)」及び「平成31年度福岡市立高等学校等生徒結核健康診断に係るエックス線検査等業務委託」に係る委託料並びに「平成31年度福岡市立学校健康診断用医療器具(耳鼻科器具)賃貸借」、令和2年度「高宮中学校外13校扇風機賃貸借4月分」及び「高宮中学校外13校扇風機賃貸借5月分」に係る借損料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 (健康教育課)
	○委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和3年度「学校給食廃棄物の搬出処理業務委託(博多小学校外19校)(1月分)」外11件に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。 委託料の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。 (給食運営課)
	○公有財産の管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 公有財産は、地方自治法及び福岡市公有財産規則(以下「規則」という。)に基づき、適正に管理しなければならない。また、自動販売機を設置させる場合は、地方自治法、規則及び「自動販売機を設置させる場合の取扱いについて」(平成21年9月18日財政局長通知)の規定に基づき、目的外使用許可及び使用料等の徴収を行わなければならない。しかしながら、次のような事例が見受けられた。 自動販売機の設置に当たっては、適正な事務処理を行われたい。 (1) 行政財産に自動販売機を設置しようとする者は、規則で定める方法により、行政財産の目的外使用許可を申請する必要がある。また、中学校長が行う校舎及び校庭の使用許可は、一時的な使用で使用料の徴収を伴わない場合に限られており、自動販売機の設置を許可することはできない。しかしながら、令和元年6月20日、姪浜中学校長(当時)は、自己の職氏名により設置事業者と協定を締結し、校舎に飲料用自動販売機1台を設置させていた。また、協定書には、校長が「自動販売機設置に関して契約締結をする権利を正当に有することを保証する。」と記載していた。

教育委員会	(2) 行政財産の貸付け又は目的外使用許可に係る貸付料又は使用料は、規則の規定に基づき、設置事業者から徴収する必要があるが、協定書において、貸付料又は使用料に相当する「販売手数料」を無料としており、徴収していなかった。 (3) 行政財産の貸付け又は目的外使用許可に係る電気料金等の費用は、規則において使用者の負担とされており、協定書においても、「自販機電気代は乙(設置事業者)負担とする。(メーター検針による請求に対し乙負担)」としているが、徴収していなかった。 (姪浜中学校) ○就学援助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 学校教育法第19条の規定に基づき校長を通じて支給される就学援助費については、教育支援課から校長口座に入金後、速やかに保護者へ支給しなければならない。しかしながら、平成30年度の就学援助費の支給において、次のような事例が見受けられた。 就学援助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (1) 平成31年3月に入金された就学援助費を、令和3年4月に支給していた。 (2) 教育支援課に対する報告について、就学援助費支給状況報告書により、全額支給済みとしていた。 (3) 令和元年度の現金出納簿について、上記(1)の残高を除いた金額で作成していた。また、通帳の残高と一致していないにもかかわらず、校長の確認を受けていた。 (玄界中学校)
-------	---

令和5年度 第1期 監査結果（工事）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成31年4月 ～ 令和5年3月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局等・団体

区分	定期監査	出資団体	合計
	局等	団体	
監査対象局等・団体	8	5	13局等・団体
指摘・意見のある局等・団体	5	1	6局等・団体

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘

(単位：件)

指摘件数 局等	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ページ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他		
総務企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	P7
財政局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	P7
こども未来局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	P7～8
経済観光文化局	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	P8～9
道路下水道局	0	0	6	1	0	0	0	0	0	7	P9～11
消防局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	P11～12
交通局	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	P12
教育委員会	1	3	9	1	1	0	0	0	0	15	P12～17
合 計	1	3	19	3	1	0	0	0	0	27	

・意見なし

(2) 出資団体監査

・指摘

団体	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ページ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他		
(公財)福岡市施設整備公社	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	P31～32
合 計	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	

・意見なし

※出資団体監査対象団体

- (公財)福岡よかトピア国際交流財団

(公財)福岡市施設整備公社

(公財)九州先端科学技術研究所

(公財)福岡観光コンベンションビューロー

(公財)福岡市教育振興会

【問い合わせ先】

○ 工事監査に関すること

監査事務局 工事監査課長 吉村 711-4710（内線7220）

※公報：令和6年2月29日 第7032号(別冊)

令和5年度 第1期 監査結果（工事）の概要

1 定期監査

(1) 局別監査

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
こ ど も 未 来 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 海の中道青少年海の家本館空調機更新工事 （契約金額8,322万8,310円） 本工事はこども施設の空調機を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、塩害防止フィルターは見積りを徴収して単価を決定していたが、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定していた。また、室内機周りのチャンバーに設置する点検口や既存給水管から加湿給水管を分岐する箇所を使用する配管材を誤って計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。 空調機の室内機の据付費について、据付にかかる歩掛の適用が誤っており、また、「公共建築工事標準単価積算基準」により機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが誤って割増ししていなかった。さらに、床置形の室内機や長方形ダクトに対して「公共建築工事標準単価積算基準」に基づく総合調整費を計上していたが、「同積算基準の解説」によると今回設置したパッケージ形空気調和機は総合調整費の算定対象でなく、単体機器で運転するため長方形ダクトに対する総合調整費の計上は不要であった。その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （こども健全育成課、財政局設備課関連）	過小 1,337 千円
経 済 観 光 文 化 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの マリンメッセ福岡A館大空間散水消火設備改修工事 （契約金額2億900万円） 本工事はマリンメッセ福岡A館における大空間散水消火設備の改修を行う工事である。 消火機器の積算において、見積りを徴収して単価を決定していたが、一部の機器で「福岡市消防用設備等の技術基準」に合致しない見積りを採用した結果、過小な積算となっていた。 また、配線工事の積算において、一部の配線工事の労務費について「公共建築工事標準単価積算基準」に規定されている歩掛を適用せずに、見積りによる単価を採用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （MICE推進課、財政局設備課関連）	過小 96 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
経 済 観 光 文 化 局	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 施工管理を適正に行うべきもの マリンメッセ福岡B館周辺整備工事（その2） （契約金額3,883万7,700円） 本工事はマリンメッセ福岡B館周辺における乗入口の設置及び下水道管整備を目的とした道路整備工事である。 「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」では、施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることがないように、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならないとされている。 また「土木工事安全施工技術指針」では、工事現場の周囲は必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にし、さらに道路に近接して掘削等によって開口している箇所がある場合には、蓋をするか防護柵を設置して、転落防止措置を講じることとされている。 しかしながら、マンホール設置作業中において、施工箇所を掘削し、開口状態となっていたにもかかわらず、施工箇所と車道との間に一般の立入りを禁止するための柵等を設置しないまま作業を行っていた。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。 （課長（MICE施設整備担当））	—
道 路 下 水 道 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 管きょ工（泥土圧シールド工法）の積算を適正に行うべきもの 福岡（今泉二丁目2）外地区下水道築造工事〔総合評価〕 （契約金額35億3,178万2,948円） 本工事は浸水対策を目的とした雨水幹線を整備する工事である。 管きょ工（泥土圧シールド工法）の積算において、一次覆工（φ3000）の機械器具損料を算出するにあたり、「その他のジャッキ」に「シールドジャッキスプレッダー」を含めて計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。 また、二次覆工のスチールフォーム（φ3000とφ1350）の機械器具損料を算出するにあたり、3社より見積を徴収し、その平均額を計上していたが、見積比較表を作成する際、「現地組立指導費」を計上する必要があるにもかかわらず、うち1社において、「現地組立指導費」を誤って計上しなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （中部下水道課）	過小 1,724 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
道 路 下 水 道 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 推進工法、舗装工の積算及び諸経費等の算定を適正に行うべきもの 周船寺第1雨水幹線築造工事〔総合評価〕 （契約金額14億6,316万3,900円） 本工事はシールド工法による雨水幹線を築造する工事である。 推進工法の積算において、代価表を作成して1m当りの単価を算出する 際に単位当たりの数量及びラフテレーンクレーン賃料の適用規格を誤って いた。 また、カラーアスファルト混合物の資材単価は、使用量に応じた区分の 単価が設定されており、舗装工の積算において、誤った使用量区分の単価 を採用していた。 さらに、一般管理費を含む見積単価を採用していたフラップゲート（水 門）について、諸経費等の対象外とすべきところ、誤って諸経費等の対象 としていた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （西部下水道課）	過大 874千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 移動式ガードレール（設置）の積算を適正に行うべきもの 元岡第4雨水幹線（6）築造工事〔総合評価〕 （契約金額2億4,802万4,700円） 本工事は雨水幹線である水路の拡幅整備を行う築造工事である。 移動式ガードレール（設置）の積算において適用した施工単価（市場単 価）については、機械経費、労務費及び材料費を含んだ単価となっている。 しかしながら、本工事においては、移動式ガードレール設置に必要な材 料を発注者が支給（貸与）しているにもかかわらず、材料費を含む施工単 価（市場単価）を適用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （西部下水道課）	過大 1,573千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正に行うべきもの 川端ぜんざい広場 西側シャッター更新工事 （契約金額1,277万4,300円） 本工事は河川管理施設のシャッターを更新する工事である。 共通費の算定において、建築工事にて適用する積算の手引きや積算運用 細則（建築工事営繕用）に基づき算定していなかった結果、過大な積算と なっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （河川課）	過大 2,018千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
道 路 下 水 道 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 仮設材設置撤去工及び賃料等の積算を適正に行うべきもの 都市基盤周船寺川河川改修（No. 105 取水施設樋管）工事 （契約金額 8,657 万 8,800 円） 本工事は河川改修に伴う取水施設を整備する工事である。 仮設材設置撤去工の対象となる仮設材（切梁・腹起し）の質量算出において、主部材及び副部材の全質量を対象とすべきところ、誤って主部材のみの質量を算出して積算を行っていた。 また、仮設材（鋼矢板）賃料等の積算において、当初は撤去を考えていたが、鋼矢板 1 本もののうち、一部が撤去出来なくなった場合の未撤去部分については、撤去部分の長さ（スクラップ長）により不足分弁償金、または不足分弁償金に事象発生時点までの賃料を加算するようになっているが、その適用を誤っていた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （河川課）	過小 1,096 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 機器の輸送費の積算を適正に行うべきもの 上牟田川排水機場 No. 1 主ポンプ設備改修工事 （契約金額 4,720 万 5,400 円） 本工事は排水機場の主ポンプ設備の改修を行う工事である。 主ポンプ設備改修工事の積算において、主ポンプ設備の分解整備は受注者の工場で行うことにしているが、工場までの輸送費の算定について、運搬距離を誤っていたこと、及び、運搬車両の選定を誤っていた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （河川課）	過大 844 千円
	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 施工管理を適正に行うべきもの 比恵（博多駅南一丁目外）地区下水道築造工事〔総合評価〕 （契約金額 2 億 4,174 万 400 円） 本工事は老朽化した下水道管渠の管更生工事である。 本工事区間における歩道部には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」等に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。 しかしながら、下水道管渠工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されていたが、仮設置等による誘導機能の確保が行われていなかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。 （東部下水道課）	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
交 通 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 機器の輸送費及び据付費の積算を適正に行うべきもの 福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）空調設備工事［総合評価］ （契約金額6億6,133万6,500円） 本工事は地下鉄七隈線新駅の新設に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、一部の機器について製造メーカーの工場から現地までの輸送費を誤って計上していなかった。 また、「公共建築工事標準単価積算基準」により、機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが、一部の機器について誤って割増ししていなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課）	過小 956千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 給水設備工事及び衛生器具設備工事の積算を適正に行うべきもの 福岡市地下鉄七隈線中間駅（仮称）給排水設備工事［総合評価］ （契約金額1億8,413万100円） 本工事は地下鉄七隈線新駅の新設に伴う給排水設備工事である。 給水設備工事の積算において、配管材のうち一部の継手を誤って計上していなかった。 また、衛生器具設備工事の積算において、洋風大便器に温水洗浄便座を設置する場合は、普通便座との差額分の労務費を追加計上する必要があるが、誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課）	過小 503千円
教 育 委 員 会	計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 西新小学校校舎増築その他工事［総合評価］ （契約金額3億7,251万7,200円） 本工事は小学校の校舎を増築する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 本工事については、土地の形質の変更を行う面積が3,000㎡未満として届出を行っていなかったが、同時期に計画された第2グラウンド整備工事も含め、一連の事業として届出を行う必要があった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 （施設課）	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
教 育 委 員 会	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 防火区画貫通処理の設計を適正に行うべきもの 松崎中学校便所改造衛生設備工事 （契約金額 3,522 万 900 円） 本工事は中学校の便所改造に伴う衛生設備工事である。 排水設備工事の設計において、不燃材料でない配管材で「建築基準法施行令第 112 条」による防火区画を貫通する場合は、「同施行令第 129 条の 2 の 4」に規定されている国土交通大臣の認定を受けた工法による貫通処理を行う必要があるが、行っていないかった。 今後は、適正な設計に努められたい。 （施設課、財政局設備課関連）	—
	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 防火区画等貫通処理の設計を適正に行うべきもの 西新小学校校舎増築空調設備工事 （契約金額 3,152 万 5,560 円） 本工事は小学校の校舎増築に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の設計において、不燃材料でない配管材で「建築基準法施行令第 112 条及び 114 条」による防火区画等を貫通する場合は、「同施行令第 129 条の 2 の 4」に規定されている国土交通大臣の認定を受けた工法による貫通処理を行う必要があるが、行っていないかった。 今後は、適正な設計に努められたい。 （施設課、財政局設備課関連）	—
	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの 東箱崎小学校給水施設改良工事 （契約金額 3,163 万 8,200 円） 本工事は小学校における給水施設の改良を行う工事である。 給水設備工事における高置水槽について、当初設計の本体寸法では規定の有効容量が確保できないとの理由で寸法を変更して施工したが、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていないかった。 今後は、適正な設計変更を努められたい。 （施設課、財政局設備課関連）	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 博多小学校空調設備更新工事〔総合評価〕 （契約金額1億598万6,100円） 本工事は小学校における空調設備の更新を行う工事である。 空調設備工事の積算において、機器は見積りを徴取して単価を決定していたが、全熱交換器の見積りについて能力や仕様が誤っており、集中リモコンの見積りについて仕様で規定する機能を満足していなかった結果、過小な積算となっていた。また、見積書から見積比較表に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。 空調機の据付や撤去にかかる歩掛が誤っていた結果、過小な積算となっていた。また、全熱交換器の据付にかかる歩掛の適用が誤っていた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課、財政局設備課関連）	過小 1,399千円
教 育 委 員 会	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの 博多工業高等学校校舎その他外壁改修工事〔総合評価〕 （契約金額3億1,347万3,600円） 本工事は高等学校校舎の外壁を改修する工事である。 直接仮設工事の積算において、工事期間中に開催される学校行事に干渉する足場等の一時撤去・復旧範囲について、数量の算出を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課、財政局施設建設課関連）	過大 3,154千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正に行うべきもの 福岡第二法務合同庁舎解体工事〔総合評価〕 （契約金額4億9,953万4,200円） 本工事は法務合同庁舎を解体する工事である。 共通費の算定において、下請となる設備工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課、財政局施設建設課関連）	過小 700千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
教 育 委 員 会	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費、鍵交換工事及び外構工事の積算を適正に行うべきもの （仮称）全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他工事〔総合評価〕 （契約金額3億8,542万2,400円） 本工事は特別支援学校の新設に伴う内部改造及び増築を行う工事である。 共通費の算定において、新営工事と改修工事を一括発注する場合は、共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定することとされているが、全て新営工事で算定した結果、過小な積算となっていた。 また、鍵交換工事の一部において、見積りから単価を採用するにあたり、見積比較表及び積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。 さらに、外構工事において、暗渠側溝の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課、財政局施設建設課関連）	過大 2,273千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの （仮称）全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他衛生設備工事 （契約金額5,673万2,500円） 本工事は特別支援学校の新設における内部改造に伴う衛生設備工事である。 衛生器具設備工事の積算において、福祉型便房に設置する洋風大便器の取付費及び見積りの仕様が誤っていた。給水設備工事の積算において、屋外露出給水管における保温工事の単価適用が誤っていた。給水及び消火設備工事の積算において、配管材のうち一部の継手を誤って計上していなかった。排水設備工事の積算において、オイル阻集器は見積りを徴取して単価を決定していたが、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定していた。 その結果、過小な積算となっていた。 給水設備工事の積算において、配管貫通に伴うはつり工事における口径を誤っていた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課、財政局設備課関連）	過小 1,081千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
教 育 委 員 会	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 高圧引込ケーブルの積算を適正に行うべきもの 西新小学校校舎増築その他電気工事 (契約金額 7,060 万 2,400 円) 本工事は小学校校舎増築に伴う電気工事である。 高圧引込ケーブルの積算において、設計変更にて高圧ケーブルを耐火仕様に変更したが、誤って低圧ケーブル（耐火仕様）の単価を適用した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (施設課、財政局設備課関連)	過小 580 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 西新小学校校舎増築空調設備工事 (契約金額 3,152 万 5,560 円) 本工事は小学校の校舎増築に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、換気機器は見積りを徴取して単価を決定していたが、全熱交換器の見積りについて誤って仕様に合致しない見積もりを採用し、誤った査定率を適用していた。また、全熱交換器の据付にかかる歩掛の適用が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。 空調機における室内機と室外機の間での渡り配線を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (施設課、財政局設備課関連)	過大 804 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの 東箱崎小学校給水施設改良工事 (契約金額 3,163 万 8,200 円) 本工事は小学校における給水施設の改良を行う工事である。 給水設備工事の積算において、屋外露出給水管における保温工事の単価適用が誤っていた結果、過小な積算となっていた。また、高置水槽の据付費について「公共建築工事標準単価積算基準」によると、現場組立形パネルタンクの据付費は見積りによることとなっているが、採用した見積りに含まれる据付費に加えて一体形タンクの歩掛による据付費も重複して計上した結果、過大な積算となっていた。 消火設備工事の積算において、屋内消火栓ポンプは見積りを徴取して単価を決定していたが見積りの仕様が誤っており、また、消火配管の単価適用が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。 設計変更にて、一部の給水管・消火管の配管ルートを地中埋設から天井内に変更し、それに伴い天井点検口の設置を追加したが、誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (施設課、財政局設備課関連)	過大 186 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
教 育 委 員 会	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正に行うべきもの 学校給食センター有田支所解体工事〔総合評価〕 （契約金額 1 億 8,765 万 4,500 円） 本工事は学校給食センターの解体を行う工事である。 共通費の算定において、アスベスト除去工事に係る共通費の率の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （用地・建替計画課、財政局施設建設課関連）	過大 1,485 千円
	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 施工管理を適正に行うべきもの 元岡地区新設中学校周辺道路整備工事（その 1） （契約金額 6,022 万 3,900 円） 本工事は新設中学校周辺部における道路改良工事である。 本工事区間における横断歩道の手前には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」等に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。 しかしながら、歩道の改良工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されていたが、仮設置等による誘導機能の確保が行われていなかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。 （用地・建替計画課、財政局施設建設課関連）	—
	委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの 元岡地区新設中学校新築設備工事基本設計業務委託 （契約金額 639 万 1,000 円） 本委託は新設中学校の新築に伴う設備工事の基本設計を行う業務委託である。 本委託は「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」に基づく省エネ性能の向上を図る施設の設計を行うこととしており、その場合の委託料の算定においては、「建築工事設計等業務委託料算定基準」により業務人・時間数に対して難易度係数による補正を行う必要がある。 しかしながら、誤って難易度係数の補正を行わなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （用地・建替計画課、財政局設備課関連）	過小 1,920 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

2 出資団体監査

団体	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
公益財団法人福岡市施設整備公社	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費、地業工事及び金属工事の積算を適正に行うべきもの 西都地区新設小学校校舎棟新築工事〔総合評価〕 （契約金額 17 億 9,985 万 9,600 円） 本工事は小学校の校舎を新築する工事である。 共通費の算定において、汚泥運搬費の共通費の率の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。 また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事（地盤改良）及び金属工事（鋼製床組）において査定率を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課、財政局施設建設課関連）	過大 179 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 西都地区新設小学校新築空調設備工事〔総合評価〕 （契約金額 1 億 8,452 万 8,300 円） 本工事は小学校の新設に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、全熱交換器について誤って仕様に合致しない見積りを採用して単価を決定していた。また、給食室フードやダクト材の見積りに対する査定率の適用が誤っていた。さらに、ダクト材の単価適用が誤っており、集中リモコンの設定費や資材の搬入費を誤って計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。 集中リモコンについて誤って過大な仕様の見積りを採用して単価を決定していた。また、ダクト材の単価適用が誤っており、冷媒管保護カバーの数量が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課、財政局設備課関連）	過小 3,109 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

団体	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
公益財団法人福岡市施設整備公社	契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの 西都地区新設小学校新築空調設備工事〔総合評価〕 （契約金額 1 億 8,452 万 8,300 円） 本工事は小学校の新設に伴う空調設備工事である。 関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期 T について、当初設計では規定の算定式により契約予定日を算出し、それを工期の始期として工期 T を決定していたが、契約変更の際に工期の始期を実際の契約日に変更して工期 T を決定していた。 しかしながら、契約変更において、工期 T の決定に際し工期の始期を変更することについては、受注者と協議をされておらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含めるべきではなかった。 今後は、適正な契約変更に努められたい。 （施設課）	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

福岡市公報

令和 6 年 2 月 29 日 第7032号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次— 監 査 委 員

ページ

○監査公表（監査公表第 1 号）	1
○監査公表（監査公表第 2 号）	26

監 査 委 員

6 監査公表第 1 号

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第 1 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 2 月 29 日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	篠 原 達 也
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項及び福岡市監査基準第15条第 1 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類

福岡市監査基準第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 監査の対象、区分及び実施期間

(1) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を、工事監査は各局及び行政委員会所掌の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象局等、区分及び対象期間

ア 総務企画局

(事務監査) 令和 2 年12月から同 5 年10月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

イ 財政局

(事務監査) 令和 2 年12月から同 5 年10月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

ウ こども未来局

(事務監査) 令和元年 9 月から同 5 年 9 月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

エ 経済観光文化局

(事務監査) 令和元年 9 月から同 5 年 9 月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

オ 道路下水道局

(事務監査) 令和 2 年10月から同 5 年 9 月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

カ 消防局

(事務監査) 令和 2 年10月から同 5 年10月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

キ 交通局

(事務監査) 令和 2 年10月から同 5 年 9 月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

ク 教育委員会

(事務監査) 令和元年 8 月から同 5 年10月まで

(工事監査) 令和 3 年 4 月から同 5 年 3 月まで

(3) 監査実施期間

(事務監査) 令和 5 年 8 月17日から同年10月12日まで

(工事監査) 令和 5 年 6 月29日から同年10月31日まで

3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査は、前記の対象事務が、合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は別表 1 の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表 2 から別表 8 までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を実施した。

なお、事務監査では、対象部署の業務内容等を踏まえた具体的な部ごとの重点事項として「物品管理事務」等を設定するとともに、複数の部局に共通する事務事業の中から横断的にチェックする重点事項として「会計年度任用職員事務」及び「個人情報の管理に関する事務」を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の部局を横断して重点的に監査を実施する事項（重点事項）として「契約変更」を設定し、総合評価落札方式により契約された工事については、落札者の選考過程について、さらに契約金額が250万円以下の小規模工事等については、「原課契約における契約事務について」をテーマとして監査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 総務企画局

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政局

(ア) 会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

パートタイム会計年度任用職員の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得単位は1日又は1時間とされており、時間単位で年休を取得する場合、年度当初に付与された1日単位の年休を時間年休に換算して取得することとなる。また、一の年度において時間年休に換算できる日数は、勤務時間の区分に応じて10日の範囲内とされている。

しかしながら、令和4年度において、時間年休に換算できる上限日数（10日）を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認していた。また、上限を超えた部分は1日単位の年休となることから、年休付与日数を超えた部分は欠勤等（正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。）となるが、減額せずに支給していた。

会計年度任用職員に係る事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

(総務資金課)

(イ) 給付の対価の速やかな支払いについて（意見）

給付の対価は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払わなければならない。また、期限までに対価を支払わない場合は、遅延利息を支払わなければならない。また、同法の趣旨に鑑みると、請求書が提出されない場合も漫然と放置せず、請求書の提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。

これまでの監査において、同法に定める期限までに対価を支払っていないもの、遅延利息を支払っていないもの、支払いまでに長期日数を要しているもの等、給

付の対価の支払いに関する不適切な事務処理が多数見られたことから、再三にわたり指摘・指導を行ってきたところであるが、今年度の監査においても、複数の局等で同様の不適切な事務処理が見られた。

契約事務の所管課においては、関連法令の周知徹底や、各所属が速やかに対価を支払うための方策を検討するなど、再発防止に取り組まれない。

(契約監理課関連)

ウ こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

エ 経済観光文化局

委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、令和2年度及び同4年度の「福岡市史編さん業務委託」において、前金払で委託料を支出していたが、令和2年度の成果物である「資料編 古代1」及び同4年度の成果物である「民俗編三」について、履行期間内に現物が納品されていないにもかかわらず、業務完了と認めていた。なお、実査日（令和5年9月14日）現在納品されておらず、また、納品がないにもかかわらず、受領したものであるとして物品出納簿を作成していた。

適正な事務処理が行われるよう、契約のあり方を含め、早急に対策を講じられたい。

(博物館市史編さん室)

オ 道路下水道局

特に指摘する事項はなかった。

カ 消防局

物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和5年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。

(博多消防署予防課)

キ 交通局

委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならない。また、支払いが遅延した場合は、政

府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和5年度の「交通局本局庁舎清掃業務委託」の支出において、令和5年5月から同年7月までの各月の委託料について、業務完了届の提出を受け完了検査後、適正な請求書を受領しているにもかかわらず、支出負担行為に係る事業ごとの按分額に誤りがあり、その修正手続きに時間を要したとの理由で、実査日（令和5年9月22日）現在支払いが行われていなかった。

委託料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

(総務課)

ク 教育委員会

- (ア) 会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
パートタイム会計年度任用職員に係る事務において、次のような事例が見受けられた。

関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

- A 労働基準法第15条では、「使用者は労働者に対して賃金、労働時間その他の勤務条件を明示しなければならない。」とされており、会計年度任用職員の勤務時間等については、標準的な勤務時間及び業務上の理由等から各職に応じた勤務時間の帯区分等を定め、所属長が各職に応じた勤務時間等を勤務条件通知書により本人に通知している。しかしながら、令和2年度、同3年度、同4年度及び同5年度について、勤務条件通知書に記載していない勤務時間（標準的な勤務時間を含む。）に、割振りを変更しているものがあつた。
- B また、勤務条件通知書には、時間外勤務は「1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、必要に応じ時間外勤務を命じることがある」としている。しかしながら、令和4年度及び同5年度の上記Aの勤務時間の割振り変更の際に、7時間45分を超えて勤務させているものがあり、時間外勤務手当を支給していなかった。
- C パートタイム会計年度任用職員の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得単位は1日又は1時間とされており、時間単位で年休を取得する場合、年度当初に付与された1日単位の年休を時間年休に換算して取得することとなる。また、一の年度において時間年休に換算できる日数は、勤務時間の区分に応じて10日の範囲内とされている。しかしながら、令和4年度について、時間年休に換算できる上限日数（10日）を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認していた。また、上限を超えた部分は1日単位の年休となることから、年休付与日数を超えた部分は欠勤等（正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。）となるが、減額せずに支給していた。

(健康教育課)

- (イ) 報償費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

報償費、借損料及び委託料の支出において、次のような事例が見受けられた。
速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

- A 報償費の支出については、実施確認後、速やかに支払わなければならない。
しかしながら、「令和3年度学校プール衛生管理研修会 講師謝礼金」の支出
において、実施確認後、支払いまでに長期日数を要していた。
- B 給付の対価は、履行完了確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。
また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行
い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、「令和元年度福岡市就学時健
康診断業務委託（内科等）」及び「平成31年度福岡市立高等学校等生徒結核健
康診断に係るエックス線検査等業務委託」に係る委託料並びに「平成31年度福
岡市立学校健康診断用医療器具（耳鼻科器具）賃貸借」、令和2年度「高宮中学
校外13校扇風機賃貸借4月分」及び「高宮中学校外13校扇風機賃貸借5月分」
に係る借損料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要し
ていた。

(健康教育課)

- (ウ) 委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法
な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、
支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延
利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和3
年度「学校給食廃棄物の搬出処理業務委託（博多小学校外19校）（1月分）」外11
件に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。

委託料の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。

(給食運営課)

- (エ) 公有財産の管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

公有財産は、地方自治法及び福岡市公有財産規則（以下「規則」という。）に
基づき、適正に管理しなければならない。また、自動販売機を設置させる場合は、
地方自治法、規則及び「自動販売機を設置させる場合の取扱いについて」（平成21
年9月18日財政局長通知）の規定に基づき、目的外使用許可及び使用料等の徴収
を行わなければならない。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

自動販売機の設置に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

- A 行政財産に自動販売機を設置しようとする者は、規則で定める方法により、
行政財産の目的外使用許可を申請する必要がある。また、中学校長が行う校舎
及び校庭の使用許可は、一時的な使用で使用料の徴収を伴わない場合に限られ
ており、自動販売機の設置を許可することはできない。しかしながら、令和元
年6月20日、姪浜中学校長（当時）は、自己の職氏名により設置事業者と協定

を締結し、校舎に飲料用自動販売機1台を設置させていた。また、協定書には、校長が「自動販売機設置に関して契約締結をする権利を正当に有することを保証する。」と記載していた。

- B 行政財産の貸付け又は目的外使用許可に係る貸付料又は使用料は、規則の規定に基づき、設置事業者から徴収する必要があるが、協定書において、貸付料又は使用料に相当する「販売手数料」を無料としており、徴収していなかった。
- C 行政財産の貸付け又は目的外使用許可に係る電気料金等の費用は、規則において使用者の負担とされており、協定書においても、「自販機電気代は乙（設置事業者）負担とする。（メーター検針による請求に対し乙負担）」としているが、徴収していなかった。

(姪浜中学校)

- (オ) 就学援助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

学校教育法第19条の規定に基づき校長を通じて支給される就学援助費については、教育支援課から校長口座に入金後、速やかに保護者へ支給しなければならない。しかしながら、平成30年度の就学援助費の支給において、次のような事例が見受けられた。

就学援助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意された。

- A 平成31年3月に入金された就学援助費を、令和3年4月に支給していた。
- B 教育支援課に対する報告について、就学援助費支給状況報告書により、全額支給済みとしていた。
- C 令和元年度の現金出納簿について、上記Aの残高を除いた金額で作成していた。また、通帳の残高と一致していないにもかかわらず、校長の確認を受けていた。

(玄界中学校)

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 総務企画局

監査の対象となる工事等はなかった。

イ 財政局

特に指摘する事項はなかった。

ウ こども未来局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- (ア) 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

海の中道青少年海の家本館空調機更新工事 [No. 3]

(契約金額8,322万8,310円)

本工事はこども施設の空調機を更新する工事である。

空調設備工事の積算において、塩害防止フィルターは見積りを徴収して単価を決定していたが、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定していた。また、室内機周りのチャンバーに設置する点検口や既存給水管から加湿給水管を分岐する箇所を使用する配管材を誤って計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。

空調機の室内機の据付費について、据付にかかる歩掛の適用が誤っており、また、「公共建築工事標準単価積算基準」により機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが誤って割増ししていなかった。さらに、床置形の室内機や長方形ダクトに対して「公共建築工事標準単価積算基準」に基づく総合調整費を計上していたが、「同積算基準の解説」によると今回設置したパッケージ形空気調和機は総合調整費の算定対象でなく、単体機器で運転するため長方形ダクトに対する総合調整費の計上は不要であった。その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(こども健全育成課、財政局設備課関連)

※ [] 内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
エ 経済観光文化局

(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
消火設備工事の積算を適正に行うべきもの

マリンメッセ福岡A館大空間散水消火設備改修工事 [No.12]

(契約金額2億900万円)

本工事はマリンメッセ福岡A館における大空間散水消火設備の改修を行う工事である。

消火機器の積算において、見積りを徴収して単価を決定していたが、一部の機器で「福岡市消防用設備等の技術基準」に合致しない見積りを採用した結果、過小な積算となっていた。

また、配線工事の積算において、一部の配線工事の労務費について「公共建築工事標準単価積算基準」に規定されている歩掛を適用せずに、見積りによる単価を採用した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(MICE推進課、財政局設備課関連)

(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
施工管理を適正に行うべきもの

マリンメッセ福岡B館周辺整備工事(その2) [No.2]

(契約金額3,883万7,700円)

本工事はマリンメッセ福岡B館周辺における乗入口の設置及び下水道管整備を

目的とした道路整備工事である。

「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」では、施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることがないように、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならないとされている。

また「土木工事安全施工技術指針」では、工事現場の周囲は必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にし、さらに道路に近接して掘削等によって開口している箇所がある場合には、蓋をするか防護柵を設置して、転落防止措置を講じることとされている。

しかしながら、マンホール設置作業中において、施工箇所を掘削し、開口状態となっていたにもかかわらず、施工箇所と車道との間に一般の立入りを禁止するための柵等を設置しないまま作業を行っていた。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。

(課長(MICE施設整備担当))

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
オ 道路下水道局

(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 管きょ工(泥土圧シールド工法)の積算を適正に行うべきもの

福岡(今泉二丁目2)外地区下水道築造工事[総合評価][No.5]

(契約金額35億3,178万2,948円)

本工事は浸水対策を目的とした雨水幹線を整備する工事である。

管きょ工(泥土圧シールド工法)の積算において、一次覆工(φ3000)の機械器具損料を算出するにあたり、「その他のジャッキ」に「シールドジャッキスプレッダー」を含めて計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。

また、二次覆工のスチールフォーム(φ3000とφ1350)の機械器具損料を算出するにあたり、3社より見積を徴収し、その平均額を計上していたが、見積比較表を作成する際、「現地組立指導費」を計上する必要があるにもかかわらず、うち1社において、「現地組立指導費」を誤って計上しなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(中部下水道課)

B 推進工法、舗装工の積算及び諸経費等の算定を適正に行うべきもの

周船寺第1雨水幹線築造工事[総合評価][No.10]

(契約金額14億6,316万3,900円)

本工事はシールド工法による雨水幹線を築造する工事である。

推進工法の積算において、代価表を作成して1 m当りの単価を算出する際に単位当たりの数量及びラフテレーンクレーン賃料の適用規格を誤っていた。

また、カラーアスファルト混合物の資材単価は、使用量に応じた区分の単価が設定されており、舗装工の積算において、誤った使用量区分の単価を採用していた。

さらに、一般管理費を含む見積単価を採用していたフラップゲート（水門）について、諸経費等の対象外とすべきところ、誤って諸経費等の対象としていた。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(西部下水道課)

C 移動式ガードレール（設置）の積算を適正に行うべきもの

元岡第4雨水幹線（6）築造工事〔総合評価〕[No.13]

(契約金額2億4,802万4,700円)

本工事は雨水幹線である水路の拡幅整備を行う築造工事である。

移動式ガードレール（設置）の積算において適用した施工単価（市場単価）については、機械経費、労務費及び材料費を含んだ単価となっている。

しかしながら、本工事においては、移動式ガードレール設置に必要な材料を発注者が支給（貸与）しているにもかかわらず、材料費を含む施工単価（市場単価）を適用した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(西部下水道課)

D 共通費の算定を適正に行うべきもの

川端ぜんざい広場 西側シャッター更新工事 [No.21]

(契約金額1,277万4,300円)

本工事は河川管理施設のシャッターを更新する工事である。

共通費の算定において、建築工事にて適用する積算の手引きや積算運用細則（建築工事営繕用）に基づき算定していなかった結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(河川課)

E 仮設材設置撤去工及び賃料等の積算を適正に行うべきもの

都市基盤周船寺川河川改修（No. 105取水施設樋管）工事 [No.17]

(契約金額8,657万8,800円)

本工事は河川改修に伴う取水施設を整備する工事である。

仮設材設置撤去工の対象となる仮設材（切梁・腹起し）の質量算出において、

主部材及び副部材の全質量を対象とすべきところ、誤って主部材のみの質量を算出して積算を行っていた。

また、仮設材（鋼矢板）賃料等の積算において、当初は撤去を考えていたが、鋼矢板1本もののうち、一部が撤去出来なくなった場合の未撤去部分については、撤去部分の長さ（スクラップ長）により不足分弁償金、または不足分弁償金に事象発生時点までの賃料を加算するようになっているが、その適用を誤っていた。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(河川課)

F 機器の輸送費の積算を適正に行うべきもの

上牟田川排水機場 No. 1 主ポンプ設備改修工事 [No.22]

(契約金額4,720万5,400円)

本工事は排水機場の主ポンプ設備の改修を行う工事である。

主ポンプ設備改修工事の積算において、主ポンプ設備の分解整備は受注者の工場で行うことにしているが、工場までの輸送費の算定について、運搬距離を誤っていたこと、及び、運搬車両の選定を誤っていた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(河川課)

(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
施工管理を適正に行うべきもの

比恵（博多駅南一丁目外）地区下水道築造工事 [総合評価] [No.4]

(契約金額2億4,174万400円)

本工事は老朽化した下水道管渠の管更生工事である。

本工事区間における歩道部には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」等に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。

しかしながら、下水道管渠工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されていたが、仮設置等による誘導機能の確保が行われていなかった。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。

(東部下水道課)

※ [] 内の数字は、「別表5 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

カ 消防局

特に指摘する事項はなかった。

キ 交通局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 機器の輸送費及び据付費の積算を適正に行うべきもの

福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）空調設備工事〔総合評価〕〔No. 8〕

（契約金額 6 億6,133万6,500円）

本工事は地下鉄七隈線新駅の新設に伴う空調設備工事である。

空調設備工事の積算において、一部の機器について製造メーカーの工場から現地までの輸送費を誤って計上していなかった。

また、「公共建築工事標準単価積算基準」により、機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが、一部の機器について誤って割増ししていなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（施設課）

(イ) 給水設備工事及び衛生器具設備工事の積算を適正に行うべきもの

福岡市地下鉄七隈線中間駅（仮称）給排水設備工事〔総合評価〕〔No. 7〕

（契約金額 1 億8,413万100円）

本工事は地下鉄七隈線新駅の新設に伴う給排水設備工事である。

給水設備工事の積算において、配管材のうち一部の継手を誤って計上していなかった。

また、衛生器具設備工事の積算において、洋風大便器に温水洗浄便座を設置する場合は、普通便座との差額分の労務費を追加計上する必要があるが、誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（施設課）

※〔 〕内の数字は、「別表7 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※〔総合評価〕は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

ク 教育委員会

(ア) 計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
土壌汚染対策法を遵守すべきもの

西新小学校校舎増築その他工事〔総合評価〕〔No.10〕

（契約金額 3 億7,251万7,200円）

本工事は小学校の校舎を増築する工事である。

土壤汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。

本工事については、土地の形質の変更を行う面積が3,000㎡未満として届出を行っていなかったが、同時期に計画された第2グラウンド整備工事も含め、一連の事業として届出を行う必要があった。

今後は、適正な手続きに努められたい。

(施設課)

(イ) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 防火区画貫通処理の設計を適正に行うべきもの

松崎中学校便所改造衛生設備工事 [No.19]

(契約金額3,522万900円)

本工事は中学校の便所改造に伴う衛生設備工事である。

排水設備工事の設計において、不燃材料でない配管材で「建築基準法施行令第112条」による防火区画を貫通する場合は、「同施行令第129条の2の4」に規定されている国土交通大臣の認定を受けた工法による貫通処理を行う必要があるが、行っていなかった。

今後は、適正な設計に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

B 防火区画等貫通処理の設計を適正に行うべきもの

西新小学校校舎増築空調設備工事 [No.23]

(契約金額3,152万5,560円)

本工事は小学校の校舎増築に伴う空調設備工事である。

空調設備工事の設計において、不燃材料でない配管材で「建築基準法施行令第112条及び114条」による防火区画等を貫通する場合は、「同施行令第129条の2の4」に規定されている国土交通大臣の認定を受けた工法による貫通処理を行う必要があるが、行っていなかった。

今後は、適正な設計に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

C 設計変更を適正に行うべきもの [重点事項]

東箱崎小学校給水施設改良工事 [No.25]

(契約金額3,163万8,200円)

本工事は小学校における給水施設の改良を行う工事である。

給水設備工事における高置水槽について、当初設計の本体寸法では規定の有効容量が確保できないとの理由で寸法を変更して施工したが、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。

今後は、適正な設計変更に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

(ウ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

博多小学校空調設備更新工事〔総合評価〕[No.18]

(契約金額 1 億598万6,100円)

本工事は小学校における空調設備の更新を行う工事である。

空調設備工事の積算において、機器は見積りを徴取して単価を決定していたが、全熱交換器の見積りについて能力や仕様が誤っており、集中リモコンの見積りについて仕様で規定する機能を満足していなかった結果、過小な積算となっていた。

また、見積書から見積比較表に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。

空調機の据付や撤去にかかる歩掛が誤っていた結果、過小な積算となっていた。また、全熱交換器の据付にかかる歩掛の適用が誤っていた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

B 直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの

博多工業高等学校校舎その他外壁改修工事〔総合評価〕[No.7]

(契約金額 3 億1,347万3,600円)

本工事は高等学校校舎の外壁を改修する工事である。

直接仮設工事の積算において、工事期間中に開催される学校行事に干渉する足場等の一時撤去・復旧範囲について、数量の算出を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局施設建設課関連)

C 共通費の算定を適正に行うべきもの

福岡第二法務合同庁舎解体工事〔総合評価〕[No.9]

(契約金額 4 億9,953万4,200円)

本工事は法務合同庁舎を解体する工事である。

共通費の算定において、下請となる設備工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局施設建設課関連)

D 共通費、鍵交換工事及び外構工事の積算を適正に行うべきもの

(仮称)全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他工事〔総合評価〕
[No.11]

(契約金額 3 億8,542万2,400円)

本工事は特別支援学校の新設に伴う内部改造及び増築を行う工事である。

共通費の算定において、新営工事と改修工事を一括発注する場合は、共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定することとされているが、全て新営工事で算定した結果、過小な積算となっていた。

また、鍵交換工事の一部において、見積りから単価を採用するにあたり、見積比較表及び積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。

さらに、外構工事において、暗渠側溝の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局施設建設課関連)

E 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの

(仮称)全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他衛生設備工事
[No.20]

(契約金額5,673万2,500円)

本工事は特別支援学校の新設における内部改造に伴う衛生設備工事である。

衛生器具設備工事の積算において、福祉型便房に設置する洋風大便器の取付費及び見積りの仕様が誤っていた。給水設備工事の積算において、屋外露出給水管における保温工事の単価適用が誤っていた。給水及び消火設備工事の積算において、配管材のうち一部の継手を誤って計上していなかった。排水設備工事の積算において、オイル阻集器は見積りを徴取して単価を決定していたが、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定していた。

その結果、過小な積算となっていた。

給水設備工事の積算において、配管貫通に伴うはつり工事における口径を誤っていた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

F 高圧引込ケーブルの積算を適正に行うべきもの

西新小学校校舎増築その他電気工事 [No.22]

(契約金額7,060万2,400円)

本工事は小学校校舎増築に伴う電気工事である。

高圧引込ケーブルの積算において、設計変更にて高圧ケーブルを耐火仕様に変更したが、誤って低圧ケーブル(耐火仕様)の単価を適用した結果、過小な

積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

- G 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの
西新小学校校舎増築空調設備工事 [No.23]

(契約金額3,152万5,560円)

本工事は小学校の校舎増築に伴う空調設備工事である。

空調設備工事の積算において、換気機器は見積りを徴取して単価を決定していたが、全熱交換器の見積りについて誤って仕様に合致しない見積もりを採用し、誤った査定率を適用していた。また、全熱交換器の据付にかかる歩掛の適用が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。

空調機における室内機と室外機の間の変り配線を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

- H 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの
東箱崎小学校給水施設改良工事 [No.25]

(契約金額3,163万8,200円)

本工事は小学校における給水施設の改良を行う工事である。

給水設備工事の積算において、屋外露出給水管における保温工事の単価適用が誤っていた結果、過小な積算となっていた。また、高置水槽の据付費について「公共建築工事標準単価積算基準」によると、現場組立形パネルタンクの据付費は見積りによることとなっているが、採用した見積りに含まれる据付費に加えて一体形タンクの歩掛による据付費も重複して計上した結果、過大な積算となっていた。

消火設備工事の積算において、屋内消火栓ポンプは見積りを徴取して単価を決定していたが見積りの仕様が誤っており、また、消火配管の単価適用が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。

設計変更にて、一部の給水管・消火管の配管ルートを地中埋設から天井内に変更し、それに伴い天井点検口の設置を追加したが、誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

- I 共通費の算定を適正に行うべきもの
学校給食センター有田支所解体工事 [総合評価] [No.15]

(契約金額1億8,765万4,500円)

本工事は学校給食センターの解体を行う工事である。

共通費の算定において、アスベスト除去工事に係る共通費の率の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(用地・建替計画課、財政局施設建設課関連)

- (エ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
施工管理を適正に行うべきもの

元岡地区新設中学校周辺道路整備工事 (その 1) [No. 6]

(契約金額6,022万3,900円)

本工事は新設中学校周辺部における道路改良工事である。

本工事区間における横断歩道の手前には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」等に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。

しかしながら、歩道の改良工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されていたが、仮設置等による誘導機能の確保が行われていなかった。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。

(用地・建替計画課、財政局施設建設課関連)

- (オ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
委託料の積算を適正に行うべきもの

元岡地区新設中学校新築設備工事基本設計業務委託 [No.29]

(契約金額639万1,000円)

本委託は新設中学校の新築に伴う設備工事の基本設計を行う業務委託である。

本委託は「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」に基づく省エネ性能の向上を図る施設の設計を行うこととしており、その場合の委託料の算定においては、「建築工事設計等業務委託料算定基準」により業務人・時間数に対して難易度係数による補正を行う必要がある。

しかしながら、誤って難易度係数の補正を行わなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(用地・建替計画課、財政局設備課関連)

※ [] 内の数字は、「別表 8 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局 等	監査実施対象	
総務企画局	行政部	総務課、情報公開室、法制課、行政マネジメント課、公正職務推進室
	D X戦略部	情報システム課、データ活用推進課、システム刷新課、D X戦略課、サービスデザイン課
財政局	財政部	総務資金課、財政調整課、契約監理課、契約課
	技術監理部	技術企画課、技術監理課、検査課
こども未来局	子育て支援部	指導監査課（姪浜保育所、香椎保育所、田隈保育所、那珂保育所、馬出保育所、南庄保育所、千代保育所）、保育支援課、こども発達支援課
経済観光文化局	総務・中小企業部	総務課、政策調整課、経営支援課、地域産業支援課
	部長（国際金融機能誘致担当）	課長（国際金融機能誘致担当）
	国際経済・コンテンツ部	海外ビジネス支援課、国際経済企画課、コンテンツ振興課、まつり振興課
	博物館	運営課、学芸課、市史編さん室
道路下水道局	計画部	道路利活用推進課、道路計画課、高速道路推進課、下水道企画課、下水道計画課、河川計画課
	下水道施設部	施設調整課、施設整備課、水質管理課、東部水処理センター、中部水処理センター、西部水処理センター、和白水処理センター
消防局	消防学校	教育課
	予防部	予防課、指導課、査察課、防災センター
	東消防署	予防課、警備課
	博多消防署	予防課、警備課

	中央消防署	予防課、警備課
	南消防署	予防課、警備課
交通局	総務部	総務課、課長（給与担当）、経営企画課、財務課
	営業部	マーケティング推進室、広告・駅ナカ事業課
教育委員会	教育支援部	教育支援課、課長（高校総体担当）、健康教育課、課長（学校等感染症対策担当）、給食運営課、学校給食センター
	指導部	学校企画課、小学校教育課、中学校教育課、高校教育課、安全・安心推進課、教育ICT推進課、課長（特別支援学校開校準備等担当）
	教育センター	人材育成課
	高等学校	福翔高等学校
	小学校	内浜小学校、玄界小学校、東花畑小学校、美和台小学校、八田小学校、照葉北小学校
	中学校	当仁中学校、姪浜中学校、玄界中学校、柏原中学校
	特別支援学校	今津特別支援学校

別表2

財政局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	ZEB化事例集作成業務委託	4,070,000円	令和4年1月8日から 令和4年3月25日まで

別表3

こども未来局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
-----	-------	---------	-----

1	[小規模工事等監査] 背振少年自然の家案内標識撤去工事	933,900円	令和3年10月2日から 令和3年12月25日まで
2	海の中道青少年海の家宿泊室ベッド更新工事	74,923,200円	令和4年12月14日から 令和5年3月7日まで
3	海の中道青少年海の家本館空調機更新工事	83,228,310円	令和4年8月10日から 令和5年3月15日まで
4	背振少年自然の家外灯改修工事	48,189,900円	令和4年11月12日から 令和5年3月15日まで
5	[小規模工事等監査] 海の中道青少年海の家受変電設備更新 検討業務委託	869,000円	令和3年7月2日から 令和3年8月6日まで

別表4

経済観光文化局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] マリンメッセ福岡花によるおもてなし 空間整備業務委託	396,000円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
2	マリンメッセ福岡B館周辺整備工事 (その2)	38,837,700円	令和2年10月24日から 令和3年4月30日まで
3	[小規模工事等監査] 福岡市水素ステーション 各エンク ロージャー補修塗装業務委託	1,611,500円	令和5年1月16日から 令和5年1月31日まで
4	[小規模工事等監査] 「博多町家」ふるさと館建築工事基本 設計業務委託	2,178,000円	令和5年1月14日から 令和5年3月31日まで
5	マリンメッセ福岡A館天井改修その他 工事	257,537,500円	令和3年10月7日から 令和4年3月25日まで
6	令和4年度マリンメッセ福岡歩行者用 上屋設置工事 [総合評価]	99,094,600円	令和4年6月22日から 令和5年1月10日まで
7	[小規模工事等監査] 旧大名小学校南北通路整備設備工事検 討調査業務委託	871,200円	令和3年8月31日から 令和3年11月1日まで
8	舞鶴公園本丸跡照明灯設置工事	32,928,500円	令和4年5月18日から 令和5年1月24日まで
9	福岡城むかし探訪館、鴻臚館跡展示館 及び福岡城・鴻臚館案内処（三の丸ス クエア）管理運営業務委託	30,247,800円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

10	マリンメッセ福岡 A 館熱源改修その他設備工事 [総合評価]	113,711,400円	令和 3 年 7 月 8 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで
11	マリンメッセ福岡 A 館特別高圧受電設備更新工事 [総合評価]	442,391,400円	令和 2 年 12 月 17 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで
12	マリンメッセ福岡 A 館大空間散水消火設備改修工事	209,000,000円	令和 3 年 7 月 15 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで

別表 5

道路下水道局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	月隈第10雨水幹線 (1) 築造工事 [総合評価]	470,297,300円	令和 4 年 1 月 26 日から 令和 5 年 2 月 19 日まで
2	比恵 (博多駅中央街外) 地区下水道築造工事 [総合評価]	209,212,300円	令和 3 年 6 月 9 日から 令和 4 年 6 月 30 日まで
3	博多 (中洲五丁目外) 地区下水道築造工事 [総合評価]	204,811,200円	令和 3 年 6 月 9 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで
4	比恵 (博多駅南一丁目外) 地区下水道築造工事 [総合評価]	241,740,400円	令和 3 年 12 月 4 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
5	福岡 (今泉二丁目 2) 外地区下水道築造工事 [総合評価]	3,531,782,948円	平成 30 年 7 月 4 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
6	平尾高宮 (高宮四丁目) 地区下水道築造工事 [総合評価]	225,161,200円	令和 2 年 6 月 27 日から 令和 4 年 8 月 31 日まで
7	福岡 (荒戸二丁目外) 地区下水道築造工事 [総合評価]	155,075,800円	令和 3 年 3 月 25 日から 令和 4 年 2 月 28 日まで
8	天神幹線 (2) 築造工事 [総合評価]	348,509,700円	令和 3 年 6 月 19 日から 令和 4 年 6 月 30 日まで
9	中部 6 号幹線外築造工事設計業務委託	74,462,300円	令和 2 年 9 月 15 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで
10	周船寺第 1 雨水幹線築造工事 [総合評価]	1,463,163,900円	令和 元年 9 月 14 日から 令和 4 年 9 月 30 日まで
11	七隈 (茶山五丁目) 外地区下水道築造工事 [総合評価]	174,938,500円	令和 2 年 10 月 22 日から 令和 3 年 7 月 8 日まで
12	宮松香椎汚水幹線 (1) 築造工事 [総合評価]	240,123,400円	令和 3 年 3 月 25 日から 令和 4 年 10 月 15 日まで
13	元岡第 4 雨水幹線 (6) 築造工事 [総合評価]	248,024,700円	令和 3 年 9 月 7 日から 令和 4 年 10 月 17 日まで

14	菰川幹線（1）築造工事〔総合評価〕	230,082,600円	令和4年2月15日から 令和4年10月22日まで
15	令和4年度 単価契約 西部地区試掘 調査業務委託	11,346,731円	令和4年4月8日から 令和5年3月17日まで
16	都市基盤金屑川河川改修（N o . 116～ N o . 120左岸）工事〔総合評価〕	166,395,900円	令和2年8月25日から 令和3年6月30日まで
17	都市基盤周船寺川河川改修（N o . 105 取水施設樋管）工事	86,578,800円	令和3年6月8日から 令和4年7月15日まで
18	道手池改修（その1）工事	36,346,200円	令和4年8月10日から 令和5年2月16日まで
19	〔小規模工事等監査〕 河川施設応急復旧資材設置工事	1,566,565円	令和5年2月28日から 令和5年3月25日まで
20	〔小規模工事等監査〕 唐の原第3雨水幹線築造工事 家屋事 前調査業務委託	1,739,100円	令和4年3月29日から 令和4年7月29日まで
21	川端ぜんざい広場 西側シャッター更 新工事	12,774,300円	令和3年4月24日から 令和3年10月31日まで
22	上牟田川排水機場 N o . 1 主ポンプ 設備改修工事	47,205,400円	令和3年7月2日から 令和4年3月25日まで
23	上牟田川排水機場外 電気設備更新工 事（その3）	60,500,000円	令和3年7月8日から 令和4年3月15日まで
24	吉塚新川排水機場外5施設機器の運転 保守業務委託	33,550,000円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
25	〔小規模工事等監査〕 吉塚新川排水機場外2か所 自家用電 気工作物保守点検業務委託	1,049,400円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

別表6

消防局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	〔小規模工事等監査〕 消防本部外22箇所樹木管理業務委託	2,209,900円	令和4年6月15日から 令和5年3月31日まで
2	中央消防署平尾出張所移転改築工事 〔総合評価〕	299,653,200円	令和3年6月16日から 令和4年5月30日まで

3	[小規模工事等監査] 南消防署桧原出張所外 2 箇所外壁全面 打診調査業務委託	1, 507, 000円	令和 4 年 9 月 22 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで
4	福岡市消防学校施設整備基本計画策定 業務委託	5, 940, 000円	令和 4 年 7 月 12 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで
5	中央消防署平尾出張所移転改築電気工 事	41, 471, 100円	令和 3 年 7 月 13 日から 令和 4 年 6 月 6 日まで
6	中央消防署平尾出張所移転改築衛生設 備工事	15, 527, 160円	令和 3 年 7 月 13 日から 令和 4 年 6 月 6 日まで
7	西消防署空調設備更新工事	16, 736, 940円	令和 3 年 8 月 13 日から 令和 3 年 12 月 20 日まで
8	[小規模工事等監査] 東消防署外 13 箇所消防用設備等点検業 務委託	2, 409, 000円	令和 4 年 10 月 21 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで
9	[小規模工事等監査] 移動式呼吸用高圧空気圧縮機定期点検 業務	1, 306, 096円	令和 4 年 9 月 13 日から 令和 4 年 11 月 30 日まで
10	[小規模工事等監査] ライフスコープ V S 点検	910, 800円	令和 5 年 1 月 13 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
11	[小規模工事等監査] ヘリコプター (J A 08 F C 及び J A 18 A R) 保守点検に係る委託	70, 983, 000円	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

別表 7

交通局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）工 区建設工事 [総合評価]	18, 750, 182, 280円	平成 25 年 12 月 5 日から 令和 5 年 1 月 15 日まで
2	福岡市地下鉄七隈線櫛田神社前駅下水 道復旧工事	54, 100, 200円	令和 4 年 1 月 18 日から 令和 4 年 9 月 30 日まで
3	令和 4 年度 空港・箱崎線線路検査業 務委託	134, 200, 000円	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
4	福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）建 築工事 [総合評価]	1, 799, 833, 200円	令和 2 年 11 月 13 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
5	博多駅内外装改修工事（その 1）	85, 604, 200円	令和 4 年 10 月 12 日から 令和 5 年 2 月 8 日まで

6	令和 4 年度七隈線延伸に伴う掲示標変更等業務委託（その 1）	114,290,000円	令和 4 年 7 月 13 日から 令和 5 年 3 月 30 日まで
7	福岡市地下鉄七隈線中間駅（仮称）給排水設備工事〔総合評価〕	184,130,100円	令和 2 年 11 月 18 日から 令和 4 年 11 月 16 日まで
8	福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）空調設備工事〔総合評価〕	661,336,500円	令和 2 年 7 月 30 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
9	福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）昇降機設備工事〔総合評価〕	517,869,000円	令和 2 年 12 月 26 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
10	博多駅エスカレーターリニューアル工事	208,389,500円	令和 4 年 3 月 1 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで
11	福岡市地下鉄七隈線中間駅（仮称）外 1 駅可動式ホーム柵設備工事〔総合評価〕	220,880,000円	令和 3 年 4 月 13 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
12	七隈線列車無線更新工事〔総合評価〕	989,109,000円	令和 元年 12 月 21 日から 令和 4 年 6 月 30 日まで
13	福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）電気設備工事〔総合評価〕	416,139,900円	令和 2 年 7 月 30 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
14	令和 4 年度ずい道照明改良工事	76,121,100円	令和 4 年 6 月 10 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで

別表 8

教育委員会 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	和白丘中学校擁壁改良工事	53,014,500円	令和 3 年 7 月 13 日から 令和 4 年 3 月 25 日まで
2	西都地区新設小学校水路改良工事（西側）	47,506,800円	令和 2 年 11 月 18 日から 令和 3 年 6 月 30 日まで
3	西都北小学校グラウンド等整備工事	45,974,500円	令和 4 年 6 月 14 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
4	西都北小学校防球ネット設置工事	67,984,400円	令和 4 年 8 月 10 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
5	〔小規模工事等監査〕 西戸崎小学校外 1 校松枯れ予防業務委託	2,137,300円	令和 4 年 12 月 10 日から 令和 5 年 3 月 13 日まで
6	元岡地区新設中学校周辺道路整備工事（その 1）	60,223,900円	令和 4 年 7 月 12 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで

7	博多工業高等学校校舎その他外壁改修工事〔総合評価〕	313,473,600円	令和3年6月16日から 令和4年2月15日まで
8	松崎中学校便所改造木製建具工事	11,062,700円	令和3年7月27日から 令和3年12月7日まで
9	福岡第二法務合同庁舎解体工事〔総合評価〕	499,534,200円	令和3年8月19日から 令和4年12月7日まで
10	西新小学校校舎増築その他工事〔総合評価〕	372,517,200円	令和4年6月24日から 令和5年3月14日まで
11	(仮称)全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他工事〔総合評価〕	385,422,400円	令和4年6月24日から 令和5年3月20日まで
12	横手小学校屋上防水改修工事(予防)	46,608,100円	令和4年7月12日から 令和4年11月22日まで
13	大楠小学校留守家庭子ども会施設改築工事	88,198,000円	令和4年8月10日から 令和5年2月20日まで
14	春住小学校校舎その他改築工事実施設計業務委託	57,050,400円	令和3年7月8日から 令和4年2月28日まで
15	学校給食センター有田支所解体工事〔総合評価〕	187,654,500円	令和3年6月12日から 令和4年3月15日まで
16	元岡地区新設中学校新築工事基本設計業務委託	28,886,000円	令和4年11月8日から 令和5年3月24日まで
17	平尾中学校校舎内部改造電気工事	60,945,500円	令和3年6月10日から 令和3年11月9日まで
18	博多小学校空調設備更新工事〔総合評価〕	105,986,100円	令和3年6月4日から 令和3年11月30日まで
19	松崎中学校便所改造衛生設備工事	35,220,900円	令和3年6月10日から 令和3年12月14日まで
20	(仮称)全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他衛生設備工事	56,732,500円	令和4年6月28日から 令和5年2月7日まで
21	(仮称)全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他電気工事	85,289,600円	令和4年6月28日から 令和5年2月7日まで
22	西新小学校校舎増築その他電気工事	70,602,400円	令和4年6月28日から 令和5年3月15日まで
23	西新小学校校舎増築空調設備工事	31,525,560円	令和4年7月14日から 令和5年3月20日まで
24	花畑小学校夜間照明設備更新工事	24,885,630円	令和4年8月10日から 令和5年1月31日まで

25	東箱崎小学校給水施設改良工事	31,638,200円	令和 4 年 8 月 19 日から 令和 5 年 3 月 28 日まで
26	特別支援学校外消防設備保守点検業務委託	37,070,000円	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
27	[小規模工事等監査] 香椎浜小学校特別教室空調設備設置電気工事	2,174,700円	令和 3 年 11 月 6 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで
28	[小規模工事等監査] 給食用リフト (D) 保守点検業務委託	1,193,500円	令和 4 年 12 月 15 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
29	元岡地区新設中学校新築設備工事基本設計業務委託	6,391,000円	令和 4 年 11 月 8 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで
30	[小規模工事等監査] 発達教育センター A V 設備等保守点検業務委託	1,579,600円	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

6 監査公表第 2 号

地方自治法第199条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第 1 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 2 月 29 日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	篠 原 達 也
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項及び福岡市監査基準第15条第 1 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第 1 監査の種類

福岡市監査基準第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 2 項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第 2 監査の対象

1 財政援助団体監査

(1) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施

した。

(2) 監査の対象団体及び区分

公益社団法人福岡貿易会（事務監査）

（所管課）経済観光文化局海外ビジネス支援課

2 出資団体監査

(1) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（事務監査・工事監査）

（所管課）総務企画局国際政策課

イ 公益財団法人福岡市施設整備公社（事務監査・工事監査）

（所管課）財政局アセットマネジメント推進課

ウ 公益財団法人九州先端科学技術研究所（事務監査・工事監査）

（所管課）経済観光文化局新産業振興課

エ 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー（事務監査・工事監査）

（所管課）経済観光文化局観光産業課

オ 公益財団法人福岡市教育振興会（事務監査・工事監査）

（所管課）教育委員会教育支援課

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 一般財団法人公園財団（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

イ チーム里の環（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

ウ 株式会社福岡植木（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

エ 安藤造園土木株式会社（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

オ 九州グラウンド株式会社（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

カ 木下緑化建設株式会社（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

キ 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

ク 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会（事務監査）

（所管課）教育委員会人権・同和教育課

第3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表3までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、団体ごとに重点事項を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の団体を横断して重点的に監査を実施する事項（重点事項）として「契約変更」を設定し監査を実施した。公益財団法人福岡市施設整備公社については、総合評価落札方式により契約された工事の落札者の選考過程についても監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、「利用者の安全確保のための施設管理」を設定し監査を実施した。

第4 監査委員の除斥

監査委員 水町博之は、平成28年4月1日から令和2年3月31日まで公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団の監事の職にあったため、同法人に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 団体の概要及び監査の結果

（財政援助団体監査）

1 公益社団法人福岡貿易会

（1）団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号

イ 設立年月日 昭和49年12月7日

ウ 設立の目的 福岡地区及び周辺経済圏の貿易を振興し、地域経済の発展を図ることを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 貿易情報及び貿易資料の提供
(イ) 貿易に関する講演会・懇談会・説明会等の開催
(ウ) 海外視察団の派遣または招へい
(エ) 外国航路及び貿易関係機関の誘致等による地域の貿易環境整備推進
(オ) アジア経済交流センターにかかる事業
(カ) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員28名、職員 4 名（令和 5 年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、事業費として、令和 4 年度に2,700万円の負担金を交付している。
なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は 1 名で兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和元年10月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月17日から同年 9 月21日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

（出資団体監査）

1 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区店屋町 4 番 1 号

イ 基本財産 32億5,220万円（令和 5 年 6 月30日現在）

ウ 設立年月日 平成 2 年 6 月11日

エ 設立の目的 アジア太平洋博覧会—福岡’ 89の成功を記念するとともに、アジアに開かれた福岡の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流を促進する活動を行うことにより、市民一人ひとりが多様性を認め合いながら国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、地域の発展と国際平和に貢献することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) アジア太平洋博覧会—福岡’ 89を記念する事業
(イ) 市民の国際交流を促進する事業
(ウ) 在住外国人及び外国人学生を支援する事業
(エ) グローバル人材を育成する事業
(オ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員 9 名、評議員 6 名、職員18名（令和 5 年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち 9 億円（出捐率27.7%）を出捐している。さらに、運営費及び事業費として、令和 4 年度に9,152万3,570円の補助金を交付している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は 6 名、兼務は 3 名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年 9 月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月17日から同年 9 月 7 日まで

(工事監査) 対象期間 平成31年 4 月から令和 5 年 3 月まで

実施期間 令和 5 年 6 月29日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 公益財団法人福岡市施設整備公社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区長浜三丁目11番 3 号

イ 基本財産 2 億円（令和 5 年 6 月30日現在）

ウ 設立年月日 平成12年 3 月 1 日

エ 設立の目的 公共建築物の維持保全に関する業務及び調査研究を行うとともに、その成果を一般に普及することにより、建築物の安全性と機能性の確保を図り、もって市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 公共建築物の維持保全に関する調査研究及び普及等事業

(イ) 公共建築物の維持保全、管理等に関する事業

(ウ) 学校施設等の建設、貸付け及び譲渡に関する事業

(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員 8 名、評議員 6 名、職員36名（令和 5 年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。さらに、総額224億円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。また、福岡市は市有建築物の保全業務等の委託を行い、その委託料総額は令和 4 年度において34億4,400万7,119円となっているとともに、学校建設事業資金として、6,266万2,411円（令和 5 年 6 月30日現在）の貸付を行っている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は19名、兼務は 4 名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和 2 年 11 月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 9 月 14 日まで

(工事監査) 対象期間 令和 2 年 4 月から同 5 年 3 月まで

実施期間 令和 5 年 6 月 29 日から同年 10 月 31 日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

ア 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 共通費、地業工事及び金属工事の積算を適正に行うべきもの

西都地区新設小学校校舎棟新築工事 [総合評価] [No. 1]

(契約金額 17 億 9,985 万 9,600 円)

本工事は小学校の校舎を新築する工事である。

共通費の算定において、汚泥運搬費の共通費の率の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。

また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事（地盤改良）及び金属工事（鋼製床組）において査定率を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局施設建設課関連)

(イ) 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

西都地区新設小学校新築空調設備工事 [総合評価] [No. 3]

(契約金額 1 億 8,452 万 8,300 円)

本工事は小学校の新設に伴う空調設備工事である。

空調設備工事の積算において、全熱交換器について誤って仕様に合致しない見積りを採用して単価を決定していた。また、給食室フードやダクト材の見積りに対する査定率の適用が誤っていた。さらに、ダクト材の単価適用が誤っており、集中リモコンの設定費や資材の搬入費を誤って計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。

集中リモコンについて誤って過大な仕様の見積りを採用して単価を決定していた。また、ダクト材の単価適用が誤っており、冷媒管保護カバーの数量が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

イ 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕

西都地区新設小学校新築空調設備工事〔総合評価〕〔No.3〕

(契約金額 1 億8,452万8,300円)

本工事は小学校の新設に伴う空調設備工事である。

関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期Tについて、当初設計では規定の算定式により契約予定日を算出し、それを工期の始期として工期Tを決定していたが、契約変更の際に工期の始期を実際の契約日に変更して工期Tを決定していた。

しかしながら、契約変更において、工期Tの決定に際し工期の始期を変更することについては、受注者と協議をされておらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含めるべきではなかった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

(施設課)

※〔 〕内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※〔重点事項〕は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

※〔総合評価〕は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

3 公益財団法人九州先端科学技術研究所

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目1番22号

イ 基本財産 3億円(令和5年6月30日現在)

ウ 設立年月日 平成7年12月25日

エ 設立の目的 アジア太平洋を中心とした国際的な産学官の協調の下で、システム情報技術(コンピュータを活用して既存の社会システムを再構築し、円滑に運用するために必要となるシステム化技術及びその基盤となる情報技術をいう。)、ナノテクノロジーなどの先端科学技術並びに関連する科学技術(以下「先端科学技術等」という。)の分野に関する研究開発、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティング、情報の収集及び提供、人材育成等を行うことにより、地域の関連企業の技術力・研究開発力の向上及び先端科学技術等の発展と新文化の創造を図り、もって九州地域における先端科学技術等に係る産業の振興と経済社会の発展に資することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 先端科学技術等の分野に関する研究開発

- (イ) 先端科学技術等の分野に関する内外関係機関との交流及び協力
- (ロ) 先端科学技術等の分野に関するコンサルティング
- (ハ) 先端科学技術等の分野に関する情報の収集及び提供
- (ニ) 先端科学技術等の分野に関する人材育成
- (ホ) 先端科学技術等の分野に関する産学官連携による新産業・新事業の創出支援
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員13名、評議員 6 名、職員35名（令和 5 年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち 2 億 5 千万円（出捐率83.3%）を出捐している。また、運営費及び事業費として、令和 4 年度に 2 億9,868万7,950円の補助金を交付している。さらに、オープンデータを A P I で利用できるよう登録する業務の委託を行い、その委託料総額は令和 4 年度において 4 万70円となっている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は 4 名、兼務は 2 名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- （事務監査）対象期間 令和元年 9 月から同 5 年 9 月まで
実施期間 令和 5 年 8 月17日から同年 9 月22日まで
- （工事監査）対象期間 平成31年 4 月から令和 5 年 3 月まで
実施期間 令和 5 年 6 月29日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

- （事務監査）
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- （工事監査）
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区大名二丁目 5 番31号
- イ 基本財産 7 億9,600万円（令和 5 年 6 月30日現在）
- ウ 設立年月日 昭和62年 9 月 1 日
- エ 設立の目的 福岡市及び周辺地域との緊密な連携のもとに、観光客の誘致、コンベンション（国際・国内の各種会議、展示会等をいう。）の誘致等を行うことにより、福岡市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際、国内観光の振興による人的交流の促進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

- オ 事業内容 (ア) 観光客の誘致及び受入
(イ) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
(ウ) 観光・コンベンション都市福岡の広報及び宣伝
(エ) 観光及びコンベンションの調査、企画及び開発
(オ) 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供
(カ) 福岡市からの委託による受託事業の管理運営
(キ) 旅行業法に基づく旅行業
(ク) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員11名、評議員 7 名、職員30名（令和 5 年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち 7 億 5,500 万円（出捐率 94.8%）を出捐している。また、運営費及び事業費として、令和 4 年度に 3 億 4,711 万 9,377 円の負担金を交付している。さらに、ボートレース福岡の宣伝・PR 業務の委託を行い、その委託料総額は令和 4 年度において 330 万円となっている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は 5 名、兼務は 2 名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和元年 9 月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 9 月 28 日まで

（工事監査）対象期間 平成 31 年 4 月から令和 5 年 3 月まで

実施期間 令和 5 年 6 月 29 日から同年 10 月 31 日まで

(4) 監査の結果

（事務監査）

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

（工事監査）

監査の対象となる工事等はなかった。

5 公益財団法人福岡市教育振興会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

イ 基本財産 6,118 万円（令和 5 年 6 月 30 日現在）

ウ 設立年月日 昭和 34 年 7 月 27 日

エ 設立の目的 福岡市の教育の振興発展を図るため、主として幼児、児童及び生徒に係る教育的援助並びに福祉厚生を行うことを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 幼児教育の振興に関する事業

(イ) 児童及び生徒の国際性を高めるための海外姉妹校交流事業及び高校生留学支援事業

- (ウ) 中学生の進路保障のため、高等学校進学奨学金の貸与
- (エ) 離島・僻地出身高等学校進学者への助成事業
- (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員10名、評議員 6 名、職員 8 名（令和 5 年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2,885万378円（出捐率47.2%）を出捐している。さらに、運営費及び事業費として令和 4 年度に4,999万5,920円の補助金を交付するとともに、奨学金貸与の資金として46億6,581万7,000円の貸付を行っている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は 7 名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和元年10月から同 5 年10月まで

実施期間 令和 5 年 8 月17日から同年10月 5 日まで

（工事監査）対象期間 平成31年 4 月から令和 5 年 3 月まで

実施期間 令和 5 年 6 月29日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

（事務監査）

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

（工事監査）

監査の対象となる工事等はなかった。

（公の施設の指定管理者監査）

1 一般財団法人公園財団

(1) 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目47番12号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市雁の巣レクリエーションセンター

ア 所在地 福岡市東区大字奈多

イ 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から同 8 年 3 月31日まで

ウ 施設概要 施設内容 軟式野球場11面、硬式野球場 2 面、ソフトボール場 5 面、球技場 6 面、少年野球場 1 面、テニス・バレーコート 4 面、多目的グラウンド 3 面、その他（サイクリングコース、レジャー農園、駐車場等）

公園面積 66.2ha

エ 設置年月日 昭和46年 4 月12日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和 4 年度において 1 億7,176万3,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和 3 年 4 月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 9 月 29 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 チーム里の環

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 株式会社エスティ環境設計研究所 福岡市博多区須崎町12番 8 号

イ 構成団体 九州林産株式会社 福岡市南区野間三丁目 7 番20号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園 (かなたけの里公園)

ア 所 在 地 福岡市西区大字金武

イ 指 定 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から同 7 年 3 月 31 日まで

ウ 施 設 概 要 施設内容 体験畑、花畑、果樹園、分区園、芝生広場、竹林、駐車場、管理棟 (研修室)、屋外炊事棟、農機具倉庫等

公園面積 11.5ha

エ 設置年月日 平成23年 8 月 15 日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和 4 年度において7,201万5,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和 2 年 4 月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 9 月 29 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 株式会社福岡植木

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区梅林四丁目11番12号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立霊園等 (平尾霊園)

(ア) 所 在 地 福岡市南区平和四丁目

(イ) 指 定 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から同 7 年 3 月 31 日まで

(ウ) 施 設 概 要 施設内容 普通墓所、合同式墓所、樹林地、管理棟ほか

公園面積 21.6ha

(エ) 設置年月日 昭和30年10月1日

(オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市立霊園等（三日月山霊園）

(ア) 所在地 福岡市東区大字香椎

(イ) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設内容 普通墓所、公園広場、樹林地、管理棟ほか
施設面積 21.3ha

(エ) 設置年月日 昭和56年7月16日

(オ) 利用料金制 導入なし

ウ 福岡市立霊園等（西部霊園）

(ア) 所在地 福岡市西区大字羽根戸

(イ) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設内容 普通墓所、芝生墓所、公園広場、樹林地、管理棟
ほか

公園面積 16.9ha

(エ) 設置年月日 平成2年9月27日

(オ) 利用料金制 導入なし

エ 福岡市立霊園等（鴻巣山緑地）

(ア) 所在地 福岡市中央区小笹一丁目及び南区平和四丁目

(イ) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設内容 樹林地
公園面積 10.4ha

(エ) 設置年月日 昭和30年10月1日

(オ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において1億2,767万3,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同5年9月まで

実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 安藤造園土木株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市早良区西新二丁目1番54号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市公園（楽水園）

- (ア) 所在地 福岡市博多区住吉二丁目及び住吉三丁目
(イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
(ウ) 施設概要 施設内容 集会室、土蔵、博多堀、池泉廻遊式庭園、その他（駐車場等）

公園面積 2,911㎡

- (エ) 設置年月日 平成7年8月28日
(オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市公園（松風園）

- (ア) 所在地 福岡市中央区平尾三丁目
(イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
(ウ) 施設概要 施設内容 茶室棟、野点広場、その他（駐車場等）

施設面積 2,402㎡

- (エ) 設置年月日 平成18年11月27日
(オ) 利用料金制 導入なし

ウ 福岡市公園（友泉亭公園）

- (ア) 所在地 福岡市中央区笹丘一丁目及び城南区友泉亭
(イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
(ウ) 施設概要 施設内容 本館、茶室、池泉廻遊式庭園、その他（駐車場等）

公園面積 11,259㎡

- (エ) 設置年月日 昭和56年4月27日
(オ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において7,668万9,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同5年9月まで

実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 九州グラウンド株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市東区和白東二丁目1番44号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（今津運動公園）

ア 所在地 福岡市西区今津

イ 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から同 8 年 3 月 31 日まで

ウ 施設概要 施設内容 体育館、球技場 2 面、テニスコート 18 面、壁打ちコート 1 面、多目的グラウンド、芝生広場、硬式野球場 1 面、その他（遊具広場等）

公園面積 30.8ha

エ 設置年月日 平成 4 年 4 月 27 日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和 4 年度において 1 億 4,830 万 7,000 円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和 3 年 4 月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 9 月 29 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 木下緑化建設株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市南区長丘三丁目 13 番 27 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（桧原運動公園）

ア 所在地 福岡市南区大字桧原、桧原五丁目、桧原六丁目及び大字柏原

イ 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から同 8 年 3 月 31 日まで

ウ 施設概要 施設内容 硬式野球場 1 面、テニスコート 7 面、多目的広場、自由広場、遊具広場、健康広場、その他（管理棟、駐車場等）

公園面積 13.6ha

エ 設置年月日 平成 5 年 12 月 9 日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和 4 年度において 6,765 万円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和 3 年 4 月から同 5 年 9 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 9 月 29 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区小笹五丁目1番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市公園（舞鶴公園）

(ア) 所在地 福岡市中央区城内

(イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設内容 陸上競技場、庭球場3面、軟式野球場1面、球技場1面、牡丹芍薬園、駐車場2カ所、濠、水路、その他（西広場、鴻臚館広場）

公園面積 39.3ha

(エ) 設置年月日 昭和35年3月24日

(オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市公園（東平尾公園）

(ア) 所在地 福岡市博多区東平尾一丁目、東平尾二丁目、東平尾三丁目、東平尾公園一丁目、東平尾公園二丁目及び月隈一丁目

(イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設内容 陸上競技場、庭球場20面、野球場2面、球技場1面、弓道場、その他（大谷広場、展望台、遊歩道、駐車場等）

公園面積 88.1ha

(エ) 設置年月日 昭和51年7月8日

(オ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において5億8,155万1,800円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同5年9月まで

実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立雁の巣児童体育館

ア 所在地 福岡市東区雁の巣一丁目 6 番 20 号
 イ 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から同 7 年 3 月 31 日まで
 ウ 施設概要 施設規模 鉄骨造平屋建
 施設内容 体育館、事務室、倉庫 他
 敷地面積 842.16m²
 延床面積 427.23m²
 エ 設置年月日 昭和 46 年 4 月 1 日
 オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和 4 年度において 465 万 9,000 円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和 2 年 4 月から同 5 年 10 月まで

実施期間 令和 5 年 8 月 17 日から同年 10 月 5 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表 1

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[契約金額250万円以下工事等] 福岡市国際会館居室扉錠前取替	2,112,000円	令和 2 年 1 月 9 日から 令和 2 年 3 月 25 日まで
2	[契約金額250万円以下工事等] 福岡市国際会館エレベーター保守点検 業務	792,000円	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

別表 2

公益財団法人福岡市施設整備公社 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	西都地区新設小学校校舎棟新築工事 [総合評価]	1,799,859,600円	令和 3 年 6 月 10 日から 令和 5 年 1 月 15 日まで
2	西都地区新設小学校新築電気工事 [総 合評価]	260,653,800円	令和 3 年 7 月 6 日から 令和 5 年 1 月 22 日まで
3	西都地区新設小学校新築空調設備工事 [総合評価]	184,528,300円	令和 3 年 7 月 8 日から 令和 5 年 1 月 22 日まで
緊急修繕等 20件			

別表 3

公益財団法人九州先端科学技術研究所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	公益財団法人九州先端科学技術研究所 事務所移転業務一式	13,114,297円	令和元年11月7日から 令和2年1月31日まで

〔参考：年間スケジュール〕

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財務監査 (定期監査)	事務監査					第1期 ○総務企画局 ○財政局 ○こども未来局 ○経済観光文化局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○教育委員会			第2期 ○市長室 ○市民局 ○福祉局 ○保健医療局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局				○人事委員会事務局 ○監査事務局 ○議会事務局 *会計室 *農業委員会事務局
	工事監査				第1期 ○総務企画局 ○財政局 ○こども未来局 ○経済観光文化局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○教育委員会			第2期 ○市民局 ○福祉局 ○保健医療局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局				*マークは、フォローアップ監査のみ実施する場合がある。	
財政援助団体監査						第1期 ○(公社)福岡貿易会			第2期 ○(一社)福岡市医師会 ○福岡食肉市場(株)				
出資団体監査	事務監査					第1期 ○(公財)福岡よかトピア国際交流財団 ○(公財)福岡市施設整備公社 ○(公財)九州先端科学技術研究所 ○(公財)福岡観光コンベンションビューロー ○(公財)福岡市教育振興会			第2期 ○(社福)福岡市社会福祉事業団 ○(公財)ふくおか環境財団 ○博多港開発(株) ○(公財)福岡市水道サービス公社				
	工事監査					第1期 ○(公財)福岡よかトピア国際交流財団 ○(公財)福岡市施設整備公社 ○(公財)九州先端科学技術研究所 ○(公財)福岡観光コンベンションビューロー ○(公財)福岡市教育振興会			第2期 ○(社福)福岡市社会福祉事業団 ○(公財)ふくおか環境財団 ○博多港開発(株) ○(公財)福岡市水道サービス公社				
公の施設の 指定管理者監査						第1期 ○(一財)公園財団 ○チーム里の環 ○(株)福岡植木 ○安藤造園土木(株) ○九州グラウンド(株) ○木下緑化建設(株) ○(公財)福岡市緑のまちづくり協会 ○福岡市立雁の巣児童体育館 管理運営委員会			第2期 ○(特非)しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡 ○(社福)くら ○(公財)福岡市社会福祉事業団 ○(一社)福岡市医師会 ○福岡市医師会・鹿島建物共同事業体 ○(公財)ふくおか環境財団 ○福岡照葉アリーナ(株)				
行政監査		あり方の検討											
例月出納検査		通年(毎月)											
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率及び 資金不足比率審査 内部統制評価報告書 審査													